

指摘事項

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・短期入所生活介護

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「施設条例」

鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第48号)

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

◎根拠条文

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆勤務体制の確保

■勤務表について、看護職員と機能訓練指導員の兼務関係を明確にすること。（条例第81条で準用する第36条、予防条例第33条）

原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確とする必要があります。

☆身体拘束未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を年2回以上実施することとなっているが、そのうち1回の研修内容が、直接的に身体拘束等の適正化のための内容と言えるものではなかったため、研修の内容の見直しを行うこと。（施設条例第16条第6項第3号、地域密着条例第158条第6項第3号、老企第40号第2の5（5）、老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号第2の8（5））

身体拘束未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に定める記録を行っていない場合及び基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。